

平成28年(ワ)第159号 新安保法制違憲国家賠償請求事件

原 告 [REDACTED] 外117名

被 告 国

平成29年(ワ)第135号 新安保法制違憲国家賠償請求事件

原 告 [REDACTED] 外92名

被 告 国

### 口頭弁論要旨一準備書面(18)について

(法的保護利益の問題について)

2019(平成31)年1月28日

長崎地方裁判所民事部合議A係 御中

原告ら訴訟(復)代理人

弁護士 伊藤 岳

1 本準備書面は、損害賠償を請求する場合の法的保護利益の問題について、原告らのこれまでの主張を整理・敷衍して述べるものです。

2 今回の裁判で、被告は

(1) 答弁書において

原告らの主張する平和的生存権及び憲法改正・決定権の権利性を否定し、また人格権についても、「・・・漠然とした不安感を抱いたという域を超えるものではないのであって、かかる程度の内容をもって具体的権利性が認められると解する余地などない」

(2) 準備書面(1)において

「国賠法1条1項の違法性は、原告らが主張する相関関係説によって判断されるものではなく、職務行為基準説を前提に、まずもって国賠法上保護された権利ないし法的利益の侵害が存在しなければ、原告らの請求が認められる余地はない」

(3) 準備書面(2)において

「国賠法1条1項の損害賠償が認められるためには、原告らの具体的な

権利ないし法的利益が存在し、かつ公務員の不法行為によってこれが侵害されていることが必要」である

(4) 準備書面(4)において

「原告らが「人格権」の概要として主張する「生命権・身体権及び精神に関する利益としての人格権」、「平穏生活権」及び「主権者として蔑ろにされない権利」なるものは、いずれも国賠法の救済が得られる具体的な権利ないし法的利益とはいえず、原告らが挙げる判例及び裁判例は、いずれも原告らの主張する「人格権」が国賠法の救済が得られる具体的な権利であることを肯定する根拠とはならない。」  
などと主張しています。

そこで、本準備書面では、①本件で原告らが主張している権利・利益とその侵害の内容を改めて確認し、②その上で、最高裁判例及び下級審裁判例を分析し、原告らの権利・利益が国賠法上保護されるべきことを明らかにします。

3 原告らは、本件における被侵害権利として、平和的生存権、人格権及び憲法改正・決定権を主張しています。そのうち、平和的生存権及び憲法改正決定権と異なり、人格権ないし人格的利益については、被告も一般論として権利性ないし法的保護利益性を否定するものではないと思われる所以、ここでは人格権ないし人格的利益を中心に論じます。

まず、確認すべきなのは「本件において原告らが主張している権利ないし法的利益の侵害は、新安保法制法の制定がもたらした戦争やテロの危険の拡大という客観的事実によって、原告ら各人がそれぞれの体験や社会的立場等に応じて現に受けている具体的・個別的な現実の被害であること、抽象的・一般的な戦争やテロへの恐怖や不安ではないこと」という事です。

新安保法制の制定によってもたらされた戦争やテロの危険の拡大という客観的な事実により、原告らの具体的な権利・利益が侵害されているという事です。

- (1) 新安保法制法の制定によって「日本が外国の戦争に海外にまで出かけて行って参加し、武力の行使をする機会と危険を一挙に拡大した」こと、このことは紛れもない客観的な事実です。
- (2) ア 新安保法制法以前は、日本に対して外部からの武力攻撃がなされた場合に限って、その武力攻撃を日本の領域から排除する限度でのみ、自衛隊の武力行使が可能でした。ところが新安保法制法により、集団的自衛権の行使として、日本が直接の武力攻撃を受けなくても、例えば日本が密接な関係を有するアメリカが海外で武力攻撃を受けた場合でも、そこに自衛隊が出向いて行って武力の行使をすることができる

こととなりました。また、従来は、自衛隊の武力の行使の地理的範囲を日本の領土・領海又はその周辺の公海・公空に限定していましたが、新安保法制法は、地理的限定なしに、地球上のどこでも武力の行使ができることになってしまいました。新安保法制法は「アメリカが日本に要請すれば日本も戦争をする、従来のように憲法9条の存在を根拠にその要請を断ることもできない」そういう危険な立場に日本を置くものです。

イ また、従来、後方支援活動及び協力支援活動としての外国軍隊に対する物品・役務の提供は「後方地域」ないし「非戦闘地域」に限られていきましたが、新安保法制法制定後は「現に戦闘行為が行われている現場」以外ならば可能とし、しかも弾薬の提供や戦闘作戦行動のために発進準備中の航空機への給油・整備まで含めて実施できることになりました。その結果、現に戦争を遂行している外国軍隊の武力の行使と「一体化」しないという想定が困難なほど危険なものとなり、日本が海外での他国の戦争に巻き込まれ、戦争当事国化する危険と機会が大きく拡大されました。

ウ さらに、新安保法制法の適用としての米軍の補給艦に対する自衛艦による武器等防護の発動は、北朝鮮とアメリカとの軍事的緊張関係が極度に高まる中で、日本が明確にアメリカに加担し、北朝鮮に対する軍事的対立当事者となつたことを示し、日本がいつ北朝鮮からの攻撃を受けるか分からぬ状況を現出させました。

4 原告は、今後、証人尋問を申請する予定です。

証人として申請するのは大きく分けて二つのグループからなります。

(1) まず、1つ目のグループは言うまでもなく、原告ら本人です。

原告ら本人の話を聞くことにより、新安保法制法の制定によって、原告らが具体的にどのような被害を受けたのか、その被害実態について理解頂けるはずです。

(2) もう一つのグループは、国際情勢等に関する専門家証人です。

ア 新安保法制法の下での、自衛隊や米軍の機能・装備・活動の実態はどうのようなものとなるのか、

イ 日本国と自衛隊がとりわけアメリカとの関係でどのような役割を果たすことになり、どこでどのような活動をすることになるのか

ウ 今までと何が違ってきて、どのように危険が起り得るのか、起こりつつあるのか、日本国民が戦争やテロの危険とどのように向き合うことになるのか

等の事実は、専門的知識なくして正確に認識・分析できるものではありません。

これらを明らかにするには、具体的な活動経験や専門的知見を有する専門家証人の証言による方法しかありません。

- (2) 本件原告らの被害、被侵害利益・利益の内容、性格、そして法的保護利益性を明らかにするのに、これらの証人の尋問は必要不可欠です。

5 次に、人格権ないし人格的利益の保護の考え方について述べます。

本件で原告が主張している上記のような権利・利益の侵害について、被告はいくつかの判例等を挙げるだけで、何ら具体的な基準を示すこともなく、頭から国賠法上法的保護の対象となる具体的権利ないし法的利益はないと断定しています。

しかしながら、明確な根拠もなしに「法的保護に値しない」として、不法行為法による救済の入り口で頭から排除するような解釈方法はとられるべきではありません。

実際、多くの最高裁判例も「主観的な利益」を保護の対象に含めてきており、また「法律上保護される利益」を侵害行為の態様・程度等の諸要素との相関関係説の下で総合的に判断しています。

したがって、被告の主張のように、本件において新安保法制法の制定等によって原告らが被っている人格権・人格的利益の侵害が「漠然とした不安感」にすぎない等として「法的保護に値しない」として決めつける論理は成り立たないというべきです。

- 6 近時の不法行為の事例においては、①人の精神に対する侵害や環境への侵害など、非物理的侵害が注目されるようになってきて、これに焦点を当てた検討が必要である、②人格権の「主觀化」がますます進み、個人の「思い」とか「感情」「主觀的な不快感」などが不法行為の対象として重要となり「ここがむしろ人格権の核心部分になるのではないか」等と指摘されています。

実際、最高裁判例においても、平穏に日常生活を送る利益、内心の静穏な感情、焦燥・不安を抱かされない利益、氏名の呼称や著作物内容の伝達利益や景観利益などの主觀的利益など、精神面での人格的利益を法的保護利益として認める一群の判例があります。また、結論的に否定しているようにみえる昭和63年自衛官護国神社合祀事件や平成18年小泉総理大臣靖国神社参拝事件の判例も、静謐な宗教的環境で信仰生活を送る利益等の保護対象性を正面から否定しているものではありません。最高裁判例に

においても、主観的な人格的利益は、明確に法的保護利益性を肯定されています。

そして、これらの権利・利益の侵害が違法なものとして損害賠償の対象となるかどうかの判断に際しては、最高裁も、当該事案における侵害行為の態様・程度、被侵害利益の性質・内容等、諸般の事情を考慮し、あるいは受忍限度論による、いわゆる相關関係的判断をしていることが明らかです。

7 下級審の裁判例においても、近時、人格権の「主觀化」が進み、個人の「思い」や「感情」を傷つけられたこと（主観的な不快感）のみが問題となつた裁判例が数多く存在しています。

本準備書面で挙げた裁判例を読んでいただければ、①主観的不快感、名誉感情、自己決定権等も不法行為法上ないし国家賠償法上の法的保護利益たりうること、②その侵害が受忍限度を超えた場合に不法行為が認められること、③受忍限度を超えたか否かの判断にあたっては、侵害行為の態様等の諸事情（侵害行為が行われた状況、目的等も含む。）が考慮されることが理解して頂けると思います。

下級審裁判例においては、主観的不快感やそれに類する主観的利益も、不法行為法上ないし国家賠償法上の法的保護利益となりうることが認められています。

8 本件において、原告らが被侵害権利・利益として主張している権利・利益の中には、主観的不快感ともいえるものもあります。しかし、被侵害権利・利益が主観的不快感だとしても、不法行為法上ないし国家賠償法上の保護に値することが否定されるわけではありません。この場合、人格権の侵害といいう状態に至っているかを判断するために、侵害行為の態様等について検討することが必要不可欠となります。

9 ここまで、原告らの人格的権利・利益は、それが主観的側面を有するものであったとしても、最高裁判例に照らしても、その法的保護利益性を十分に肯定できるものであること、下級審も含めて、主観的ないし非物理的な権利・利益の保護が国賠法上・不法行為法上拡大してきており、また重要な司法上の課題となってきていることを述べてきました。

裁判所においては、被告の主張にかかわらず原告らの訴えに正面から向き合い司法としての職責を全うすることを切に望みます。

以上